



令和4年5月13日

各 位

会社名 パルステック工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 幸博
(コード番号 6894 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 工藤 孝史
(TEL. 053-522-5176)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年6月24日開催予定の第53回定時株主総会に定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求を行った株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定できるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は、期日経過後に削除いたします。
- (2) 現行定款第34条(監査役任期)第3項に規定する補欠監査役の選任決議に関する会社法参照条文について、会社法第329条第2項が追加されたことに伴い、参照条文を会社法第329条第2項から第3項に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	令和4年6月24日
定款変更の効力発生日	令和4年6月24日

以 上

【別紙】

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変 更 案
<p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 「会社法」第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 「会社法」第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、令和 4 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和 5 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、令和 5 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>